

東京海区漁業調整委員会指示（かにかご漁業）について

1 指示事項

かにかご漁業の制限

2 指示を行った背景等

伊豆諸島海域のたかあしがに等の資源保護及び操業上のトラブル防止

3 指示開始年

平成4年（第190回島部海区委員会）

4 有効期間

1年間（毎年更新）

令和4年11月1日～令和5年10月31日まで

5 指示の目的

たかあしがに等の資源保護及び操業上のトラブル防止

6 指示の対象者

漁業者（漁業種類：かにかご漁業）

7 対象魚種

たかあしがに等

8 主たる内容

- ・ 大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島周辺漁場では、総トン数20トン未満の船舶の承認制の実施
- ・ 4月1日から同年10月31日まで操業禁止
- ・ かごの大きさ、かご数、網目等の制限
- ・ 操業旗章の掲揚、操業実績報告書の提出義務等

東京漁調指示第7号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)については、次のとおり制限する。

令和4年 月 日(公報登載日)

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (1) 総トン数20トン以上の船舶を使用する操業
- (2) 令和5年4月1日から同年10月31日までの操業

(承認操業)

2 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(1) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の3区域とする。

- ア A区域 大島陸岸から6海里以内の水域
- イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から9海里以内の水域
- ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から10海里以内の水域

(2) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域3隻、B区域6隻及びC区域4隻を上限とする。

(3) 種類及び大きさの制限

甲幅12センチメートル以下の「たかあしがに」については、採捕してはならない。

(4) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

- ア かごの大きさ 高さ 100センチメートル以内
直径又は幅 200センチメートル以内
- イ 持ちかご数 1隻につき20個以内
- ウ 網目 かごの網目の目合4寸目(12.12センチメートル)以上
- エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤーロープ以外のものを使用する。

(5) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

らない。

(6) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(7) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年10月31日までとする。

注) _____ 今回の変更箇所